

宮城県犯罪被害者等支援計画の策定について

1 概要

宮城県犯罪被害者等支援条例（令和5年宮城県条例第44号。以下「条例」という。）第9条に基づき、知事が、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画で、条例第23条に基づき宮城県犯罪被害者等支援審議会において審議するもの。

■宮城県犯罪被害者等支援条例（抄）

（犯罪被害者等支援計画）

第9条 知事は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援計画(以下「支援計画」という。)を定めるものとする。

2 支援計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等のための施策の基本的な考え方
- 二 犯罪被害者等のための施策に係る役割分担及び連携に関する事項
- 三 犯罪被害者等のための施策に係る具体的な取組
- 四 前三号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を推進するために必要な事項

3～5 （略）

（宮城県犯罪被害者等支援審議会の設置）

第23条 県は、基本理念にのっとり、支援計画及び犯罪被害者等のための施策の重要事項を審議するため、宮城県犯罪被害者等支援審議会(以下「支援審議会」という。)を設置する。

2～8 （略）

2 策定スケジュール

| | |
|-----------|----------------------|
| 令和6年4月25日 | 第1回審議会（骨子案の検討） |
| 7月11日 | 第2回審議会（素案の検討） |
| 9月19日 | 第3回審議会（中間案の検討） |
| 10月 | 環境福祉委員会への中間案報告 |
| 11月～12月 | パブリックコメント実施 |
| 令和7年1月 | 第4回審議会（最終案の検討） |
| 2月議会 | 環境福祉委員会への最終報告（最終案報告） |
| 3月 | 策定（予定） |